6	事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）－ＡＩＲＢ		
7	特定貸付債権－ＦＩＲＢ		
8	特定貸付債権－ＡＩＲＢ		
9	リテール－適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー		
10	リテール－居住用不動産向けエクスポージャー		
11	リテール－その他リテール向けエクスポージャー		
12	株式－ＦＩＲＢ		
13	株式－ＡＩＲＢ		
14	購入債権－ＦＩＲＢ		
15	購入債権－ＡＩＲＢ		
16	合計		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される計数を記載すること（標準的手法を適用するポートフォリオについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　ポートフォリオごとに計数を記載すること。項番１から項番８まで及び項番12から項番15までについては、適用手法（基礎的内部格付手法（ＦＩＲＢ）及び先進的内部格付手法（ＡＩＲＢ））別に計数を記載すること。

c　イ欄には、信用リスク削減手法（自己資本比率告示第五十七条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）としてクレジット・デリバティブを利用しないと仮定した場合（信用リスク削減手法としてクレジット・デリバティブを現に利用していない場合を含む。）の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

d　ロ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後の信用リスク・アセットの額の合計額を記載すること。

e　必要に応じて、クレジット・デリバティブに係る信用リスク削減手法の効果について説明を付すこと。

f　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「－」を記載すること。

g　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

h　この面は、自金融機関が標準的手法を採用した場合にあっては、作成することを要しない。

（第十一面）

ＣＲ８：内部格付手法を適用した信用リスク・エクスポージャーのリスク・アセット変動表

項番			信用リスク・アセットの額
1	前期末時点における信用リスク・アセットの額		
2	当期中の要因別の変動額	資産の規模	
3		ポートフォリオの質	
4		モデルの更新	
5		手法及び方針	
6		買収又は売却	
7		為替の変動	
8		その他	
9	当期末時点における信用リスク・アセットの額		

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　この面においては、自己資本比率規制上の連結の範囲に含まれ、かつ内部格付手法において認識される信用リスク・アセットの額に係る計数を記載すること（標準的手法を適用するエクスポージャーについては、この面における開示の対象外とする。）。

b　項番２「資産の規模」の項には、会計上の総資産の本質的な変動（新規事業の取組による資産の増加及び債権の満期到来による資産の減少を含み、事業体の取得又は売却に伴う資産の変動は含まない。）に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

c　項番３「ポートフォリオの質」の項には、債務者及び案件の信用リスクの変化（格付区分の遷移又はこれに類似した影響等）により、保有するポートフォリオの質に対する自金融機関の評価が変動することに起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

d　項番４「モデルの更新」の項には、モデルの導入、モデルの利用範囲の変更又はモデルの欠陥に対処するための変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

e　項番５「手法及び方針」の項には、当局による規制の変更又は新たな規制の導入等による計算手法の変更に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

f　項番６「買収又は売却」の項には、事業体の取得又は売却による会計上の資産規模の変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

g　項番７「為替の変動」の項には、為替変動に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。

h　項番８「その他」の項には、項番２から項番７までに掲げる項目以外の要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を記載すること。この場合において、重要な変動要因については、必要に応じて項番７と項番８との間に項を追加した上、当該要因及び当該要因に起因する信用リスク・アセットの額の変動額を要因ごとに記載すること（追加した項については項番号を付さないこと。）。